(趣旨)

- 第1条 この要綱は、鳥取市営サッカー場観客輸送支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(交付目的)
- 第2条 本補助金は、鳥取市営サッカー場で多数の来場者が見込まれる大会等開催時の観客輸送を円滑に行うため、大会を主管する団体(以下「団体」という。)に補助することにより、公共交通の利用による環境への配慮、交通渋滞の緩和及び観客の満足度の向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、鳥取市営 サッカー場において、日本フットボールリーグ、日本プロフットボールリーグ、天 皇杯全日本サッカー選手権大会その他大規模な集客を伴うイベントの際に、観客輸 送のためのシャトルバスを運行する事業とする。

(補助対象団体)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う団体(以下「補助対象団体」という。)とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象団体が観客輸送のために運行したシャトルバスの委託料又は借上料(受益者負担を除く。)とする。ただし、運行したシャトルバス1台につき12,000円を限度額とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未 満の端数は、これを切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。 (承認を要しない変更)

- 第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
  - (1) 本補助金の増額
  - (2) 本補助金の2割を超える減額

(補助金の実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、本補助金の交付の対象となる年度内の事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は交付決定の日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、教育 委員会事務局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年3月1日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する・。